

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会
分科会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会等に向けた武蔵野市
実行委員会会則第 13 条第 4 項に基づき、分科会の運営に関し必要な事項を定めるもの
とする。

（分科会の設置）

第 2 条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会か
らの委任事項を調査審議するために、別表に掲げる分科会を設置する。

（役員）

第 3 条 分科会に次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 若干名

2 会長及び副会長は、分科会委員の互選により選出する。

3 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が会議を欠席するときは、あらかじめ会長の指名した副
会長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 分科会は、会長が必要と認めたときに招集し、会長が議長となる。

2 分科会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決する
ところによる。

4 分科会は、必要があるときは、分科会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聞く
ことができる。

（部会）

第 5 条 分科会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、委員長が選任した分科会委員の所属する機関および団体より選出する。

3 部会に関する事項は、会長が定める。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定
める。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| |
|-------------------|
| 分科会の種類 |
| ボランティア・市民活動・広報分科会 |
| スポーツ・健康分科会 |
| 文化・交流分科会 |
| 観光・産業・交通（輸送）分科会 |